

茅ヶ崎市監査委員告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき財務監査（定期監査）を執行したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を別紙のとおり公表します。

令和5年11月2日

茅ヶ崎市監査委員	森	誠一
同	成田	博隆
同	伊藤	素明

茅ヶ崎市監査委員監査基準に準拠し、次のとおり監査を実施しました。

1 監査等の種類

財務監査（定期監査）

2 監査等の対象

都市部

3 監査等の着眼点

本監査は、別に定める「財務監査の着眼点」により実施しました。

4 監査等の実施内容（監査の対象項目）

- (1) 予算の執行に関する事務
- (2) 収入に関する事務
- (3) 支出に関する事務
- (4) 契約に関する事務
- (5) 補助金、負担金及び交付金に関する事務
- (6) 工事に関する事務
- (7) 財産の管理に関する事務

5 監査等の日程

令和5年10月30日（月）

6 監査等の結果

予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められました。各部課かいの監査結果は次のとおりです。

(1) 都市計画課

〈都市計画概要図等広告〉

茅ヶ崎市契約規則第24条第1項では、「落札者は、落札決定の日から7日以内に契約保証金を納付するとともに、市長が別に定める契約書に記名押印を行い、市長が指定する書類を添えて市長に提出しなければならない。」と規定していますが、都市計画概要図等広告は、落札決定の日から7日以内に契約を締結していませんでした。

(2) 建築指導課

〈普及啓発リーフレット作成〉

普及啓発リーフレット作成について、見積書に不備がありました。

〈木造住宅耐震診断事業補助金 外 2 件〉

- 1 木造住宅耐震診断事業補助金
- 2 木造住宅耐震補強事業補助金
- 3 危険ブロック塀等の撤去費補助金

以上 3 件の補助金について、茅ヶ崎市都市部建築指導課所管に係る補助金交付要綱に定める期日までに交付されていないものがありました。

(3) 開発審査課

予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正に行われていました。